令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：八郎潟町

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	78.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.9%
全職員	56.8%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

⑴　役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁課長相当職	－
本庁課長補佐相当職	93.2%
本庁係長相当職	83.9%

⑵　勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－
３１～３５年	96.9%
２６～３０年	－
２１～２５年	88.4%
１６～２０年	79.0%
１１～１５年	69.3%
６～１０年	96.2%
１～５年	78.7%

【説明欄】
・課長相当職の女性職員がいないため、「－」と記載しています。
・勤続年数別の36年以上、26～30年の区分には、女性職員がいないため、「－」と記載しています。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	－

【説明欄】
・管理的地位にある女性職員がいないため、「－」と記載しています。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁課長相当職	－
本庁課長補佐相当職	40.0%
本庁係長相当職	30.8%

【説明欄】
・本庁課長相当職にある女性職員がいないため、「－」と記載しています。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

⑴　常勤職員

区分	令和７年度
男性	0%
女性	－

⑵　会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－
女性	－

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	%	%	%	%
１週間以上２週間未満	%	%	%	%
２週間以上１月以下	%	%	%	%
１月超３月以下	%	%	%	%
３月超６月以下	%	%	%	%
６月超９月以下	%	%	%	%
９月超 12 月以下	%	%	%	%
12 月超 24 月以下	%	%	%	%
24 月超	%	%	－	－

【説明欄】
・常勤女性職員及び会計年度任用職員については、該当者がいないため「－」と記載しています。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりのひと月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	5.4 時間／月
内部部局等以外	3.3 時間／月

【説明欄】
・超過勤務の時間数が多い職員は、男性が上位を占めています。令和7年度は、選挙事務、自然災害への対応等により時間外が一時的に増加したと考えられます。

Ⅵ　採用した職員に占める女性の割合

区分	令和８年度
採用した職員に占める女性の割合	66.7%

【説明欄】
・令和8年4月1日付採用。

Ⅶ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和８年度
平均取得日数	14.9 日
取得日数が５日未満の職員の割合	0.0%

【説明欄】
・取得日数が5日未満の職員については、時間休等を合算しても累計で5日に満たない職員としています。